

八王子市集合住宅等建築指導要綱に関する考え方

【八王子市集合住宅等建築指導要綱より抜粋】

第28条（集会施設）

事業者は、世帯向け50戸、単身者向け100戸以上の建築物を建築する場合は、集会施設の設置について事前に市長と協議すること。

〇市は「地域力・市民力」の向上のために、町会・自治会などのコミュニティ活動を支援しており、コミュニティ活動を行う上で集会施設は必要であるとの考えから、事業者には集会施設を設置するように協力を要請しています。

なお、同一建築物内に世帯向けと単身者向けの居室がある場合は戸数の多い用途を当該建築物の用途として適用し、集会施設の面積はおおむね次の表のとおりです。

戸数別集会施設面積基準表

| 世帯向け | | 単身者向け | |
|-----------|------|-----------|-----|
| 戸数 | 面積 | 戸数 | 面積 |
| 50戸～99戸 | 50㎡ | 100戸～299戸 | 50㎡ |
| 100戸～299戸 | 100㎡ | 300戸～599戸 | 75㎡ |
| 300戸～599戸 | 150㎡ | | |

※ 詳細な内容は別途協議してください。